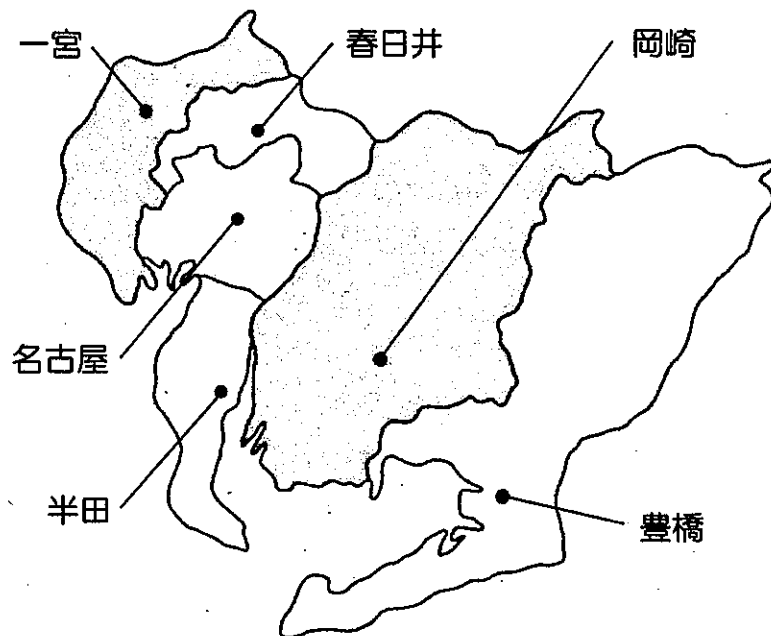


愛知県警察では、県内6か所に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員等による様々な活動を行っています。



少年補導職員とは？

少年補導職員とは、少年特有の心理や行動について専門的な知識や、支援に要するスキルを身につけた職員のことです。

継続的な関わりを通じて、少年たちの立ち直りをサポートします。



少年相談

非行、学校、交友関係など、少年に関する悩みや困りごとについて、少年本人や保護者から相談をうかがっています。

立ち直り支援

少年補導職員等が、非行を含む様々な悩みを抱えた少年に対して、助言や指導を継続的に行う「継続補導」や、犯罪やいじめ、虐待等の被害を受けた少年とその保護者に対して、被害による精神的ダメージの軽減や二次被害防止のために、継続的に支援する「被害少年支援」を行っています。

その他、スポーツ活動、文化活動、農作業体験といった様々な活動を行う「居場所づくり活動」、就学・就労のサポートなど、家庭・学校・地域社会と協力して、少年の自立、健全育成を支援しています。

街頭補導

少年のたまり場になりやすい繁華街や公園等において声かけ活動を行っています。様々な不良行為等を早期に発見し、適切な助言・指導を行うことで、少年の非行防止を進めています。